

介護職員処遇改善加算額の支給について

介護職員処遇改善加算額（以下「加算額」という。）を下記のとおり支給する。

1. 加算額は、全額職員に一時金として支給する。
2. 支給日は、加算額からの入金額を年2回（7月・12月）支給する。
3. 支給額は、入社後5年未満勤務職員、5年以上10年未満勤務職員、10年以上勤務職員に区分し支給する。
勤務年数の基準は、4月1日及び10月1日とする。
4. 支給期間は、加算額の支給期間とする。
5. 支払方法は、職員の給与振込口座に支給日に支払う。
6. その他
毎月次のとおり処遇改善額を配分する。
 - (1) 正職員・臨時職員（介護職・生活支援員）に、毎月10,000円支給する。
 - (2) 夜勤手当を増額する。
 - (3) 副主任及び主任の就業手当を月額3,000円支給する。
 - (4) 社会福祉士の資格手当を月額10,000円支給する。
 - (5) サブリーダー手当として、月額5,000円支給する。
 - (6) 年末・年始の手当として、1回2,000円給する。

介護職員等特定処遇改善加算額の支給について

介護職員等特定処遇改善加算額（以下、「特定加算額」という。）を下記のとおり支給する。

(特定加算額)

1. 特定加算額は、全額職員に毎月給与日にその他手当として支給する。
2. 特定加算額は、月の初めに在職している職員に支給する。（月の途中で退職する場合は支給しない。）
3. 特定加算額の配分対象となるグループは次のとおりとする。
 - (1) 経験・技能のある介護職員（生活支援員含む。）（以下、「A」という。）
介護福祉士であって、経験・技能を有する介護職員（生活支援員含む。）と認められる者をいう。具体的には、介護福祉士の資格を有するとともに、所属する法人等における勤続年数10年以上の介護職員（生活支援員含む。）を基本としつつ、当該職員の業務や技能を踏まえ、各事業所の裁量で設定することとする。
ただし、部長職は対象外とする。
 - (2) 他の介護職員（生活支援員含む。）（以下、「B」という。）
経験・技能のある介護職員を除く介護職員とする。
 - (3) その他の職種職員（以下、「C」という。）
介護職員（生活支援員含む。）以外の職員とする。
4. 特定加算額の事業所の配分方法は、次のとおりとする。
高齢福祉部と障害福祉部は、各々の支給基準に定める額とする。
 - (1) 原則3グループの配分方法は、A : B : C = 2 : 1 : 0.5の配分とする。
5. 支給日は、特定加算額からの入金額を給与日に支給する。
6. 支払方法は、職員の給与振込口座に支給日に支払う。

令和4年6月吉日

社会福祉法人やまばと会員光園

理事長 伊 木 瑞 生